⑭　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　電話022―225―2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑮　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tsuyoshi Koike Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract :

①　Construction work of the Superstructure of Tsukidate-Koka Bridge in Route 115

②　Construction work of the Superstructure of Inukai-Ohashi Bridge in Route115

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 25 June 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 August 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 6 August 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 6 August 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsuka-machi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成26年８月６日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成26年６月25日午後４時まで

③　入札の締切　平成26年８月６日午後４時まで

④　開札日時

①工事　国道115号月舘高架橋上部工工事　平成26年８月19日午前10時30分

②工事　国道115号犬飼大橋上部工工事　平成26年８月19日午後１時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成26年７月24日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年６月 10 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高速横浜環状北線トンネル避難施設他工事

⑶　工事場所　神奈川県横浜市神奈川区子安台一丁目他

⑷　工事内容　下記の新設工事

①　避難扉　跳ね上げ式特殊扉、引き戸扉、地上出口扉一式

②　避難施設等　避難出口上屋、避難用すべり台、管理用階段、Uターン路シャッター、避難誘導サイン等一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月10日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

③　本件は、平成26年３月25日に公告したものであるが、今回追加募集を行うものである。

２　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における「建築工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「建築工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　平成15年度以降に、以下に掲げる工事完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・公共工事において、特定防火設備を有する建築物の新築工事

⑷　現場代理人及び以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、三者を総称して「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。

①　主任技術者及び監理技術者は、次のいずれかに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、一級建築施工管理に関する検定種目に合格した者

イ　建築士法（昭和25年法律第202号）第４条の規定による一級建築士の免許を受けた者

②　監理技術者は、建設業法26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任技術者及び監理技術者は、平成15年度以降に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、次に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・公共工事において、特定防火設備を有する建築物の新築工事

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。